

社会福祉法人の設立について（概要）

豊後大野市社会福祉課福祉監査係
平成30年5月

社会福祉法人に係る所轄庁の変更について

社会福祉法改正により平成25年4月1日以降、社会福祉法人の認可、指導監査等の権限が県から一般市に委譲されました。このため、主たる事務所が豊後大野市にあり、豊後大野市内のみで事業を営む社会福祉法人にあつては、豊後大野市が所轄庁となりました。

【用語の解説】

- 法** : 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）
施行令 : 社会福祉法施行令（昭和33年6月27日政令第185号）
施行規則 : 社会福祉法施行規則（昭和26年6月21日厚生省令第28号）
局長通知 : 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号他）
課長通知 : 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障企第59号他）

-目 次-

第1章	社会福祉法人について	
1	社会福祉法人とは・・・・・・・・・・	2
2	社会福祉法人が行う事業・・・・・・・・	2
3	役員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	定款・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2章	設立・認可について	
1	設立認可申請・・・・・・・・・・	8
2	設立認可までの流れ・・・・・・・・	8
3	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第3章	運営にあたって	
1	経営の原則・・・・・・・・・・	9
2	情報開示について・・・・・・・・	9
3	指導監査について・・・・・・・・	9
4	所轄庁への届出等について・・・・	10

第1章 社会福祉法人について

1 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に定めるところにより設立される法人です。

2 社会福祉法人が行う事業

社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業をいい、法第2条に規定されています。

第一種社会福祉事業	第二種社会福祉事業
公益性が特に高く、利用者への影響が大きい ため経営安定を通じた利用者の保護の必要 性が高い事業 (主に、入所施設サービス)	その事業が行われることが社会福祉の増進に 貢献するものであつて、これに伴う弊害の恐 れが比較的低い事業 (主に通所、在宅サービス)
・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特 別養護老人ホーム等 ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施 設等 ・児童福祉法に規定する児童養護施設等 ・生活保護法に規定する救護施設等 等	・老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老 人デイサービス事業等 ・児童福祉法に規定する保育所、児童自立生活援 助事業、放課後児童健全育成事業等 ・認定こども園法に規定する認定こども園等 ・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービ ス事業、相談支援事業等 等

※公益事業と収益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業又は収益事業を行うことができます。

収益事業は、その利益を社会福祉事業又は公益事業の経営に充てることを目的として行うものです。

公益事業又は収益事業に関する会計は、その実施する事業が社会福祉事業・公益事業・収益事業のいずれであるかにより、事業ごとに区分して経理しなければなりません。

①公益事業とは

◇以下、局長通知より抜粋

- ・公益を目的とする事業であつて、社会福祉事業以外の事業であること。
- ・公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
 - ア 必要なものに対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者との連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要なものに対し、入浴、排せつ、食事、外出用の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下、入浴等という）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
 - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業

- オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等
- ・当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
 - ・当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
 - ・社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉とは全く関係のないものを行うことは認められないこと。
 - ・公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

◆以下、課長通知より抜粋

- ・法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業もしくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する指定老人訪問介護を行う事業
- ・有料老人ホームを経営する事業

②収益事業とは

◇以下、局長通知より抜粋

- ・法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められるものであること。
- ・事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。
- ・当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- ・当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ・当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと

◆以下、課長通知より抜粋

- ・次のような事業は「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
 - イ 高利な融資事業
 - ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業
- ・次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。
 - ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
 - イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

3 役員等

法人には、役員等（役員（理事・監事）及び評議員）を置かなければなりません。

ただし、次に掲げる者は役員等になることはできません。

- ア 法人
- イ 成年被後見人又は被保佐人
- ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 前号に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
- オ 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

(1)理事

理事は、法人の業務執行機関である理事会の構成員としてその職務・権限及び責任が社会福祉法に規定されており、評議員会の決議によって選任します。

理事の要件は、以下のとおりです。

①定数

理事は6名以上でなければなりません。

②理事に含まれない者

- ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- イ その社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ウ その社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

③兼職禁止

理事は、評議員又は監事を兼ねることはできませんが、理事が職員を兼ねることは差し支えありません。

④特殊関係人の就任禁止

各理事と親族等の特殊の関係がある者が、理事総数の3分の1を超えてはいけません。

(2)理事長・業務執行理事

①理事長

理事長は、唯一代表権を与えられる者であり、理事会において理事の中から1名選定されなければなりません。

②業務執行理事

業務執行理事とは、理事長以外の理事であつて、理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事として選定された者です。

(3)監事

監事は理事及び理事会の監督機関であり、評議員会の決議によって選任します。

なお、監事の要件は以下のとおりです。

① 定数

監事は、2名以上でなければなりません。

② 監事に含まれない者

- ア 社会福祉事業について識見を有する者
- イ 財務管理について識見を有する者

- ③ 兼職禁止
監事は、理事又はその社会福祉法人の職員を兼任することはできません。
- ④ 特殊関係者の就任禁止
監事には、各役員の親族等その他特殊の関係がある者が含まれてはいけません。

(4) 評議員

評議員は、法人の重要な意思決定機関である評議員会の構成員として必ず置かなければならず、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任されます。

① 定数

評議員の数は、定款で定める理事の員数を超える数でなければなりません。

② 選定

評議員選任の方法としては、「評議員選定委員会方式」が適当であると考えられます。

評議員選定委員会とは、法人の関係者ではない中立的な立場にある者が参加する任意の機関であり、この機関の決定に従って選任する方法が望ましいものと考えられます。

4 資産

(1) 資産の所有等

① 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有しているか、又は国もしくは地方公共団体から貸与もしくは使用許可を受けている必要があります。なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国もしくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えありませんが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。

② 特例

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の緩和要件について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局連名通知）に定めるとおりの取扱いとします。

イ 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年4月1日社援発0330第5号社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとします。

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとします。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人

保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとします。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日 雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとします。

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとします。

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)第1の1及び2に準じた取扱いとします。

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとします。

ケ 共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設置する場合

これについては、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとします。

(2)資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他の財産、公共事業用財産及び収益事業用財産です。

①基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるため、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記しなければなりません。

イ 社会福祉施設を経営する法人については、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければなりません。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、1000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券または不動産)を基本財産として有していなければなりません。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人は、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。

②その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産となります。

イ その他財産の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意してください。

③公益事業用財産と収益事業用財産

他の財産と明確に区分して管理してください。

※その他留意点について

- ・法人を設立する場合にあっては、必要な資産として運用財産のうちに当該法人の年間事業費の1/2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければなりません。なお、介護保険法上の事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、年間事業費の1/2の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいとされています。
- ・「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地を指します。
- ・不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましく、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があります。
また、当該法人の理事長または当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくありません。

5 定款

定款の記載事項には、必要的記載事項（法第31条）と相対的記載事項及び任意的記載事項とがあり、必要的記載事項はその一つを欠いても定款は無効です。

定款は、厚生労働省で示している社会福祉法人定款例に基づいて作成します。

定款例は、定款の定め方の一例であり、定款例の文言に拘束されるものではありませんが、定款において定めることが必要な事項が入っていること、その内容が法令に沿ったものであることが必要です。

〔法第31条に定める必要的記載事項〕

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 社会福祉事業の種類
- (4) 事務所の所在地
- (5) 評議員及び評議員会に関する事項
- (6) 役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項
- (7) 理事会に関する事項
- (8) 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- (9) 資産に関する事項
- (10) 会計に関する事項

- (1 1) 公益事業を行う場合には、その種類
- (1 2) 収益事業を行う場合には、その種類
- (1 3) 解散に関する事項
- (1 4) 定款の変更に関する事項
- (1 5) 公告の方法
- (1 6) 設立当初の役員（理事及び監事）及び評議員の氏名
- (1 7) 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人
会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人
を置かなければならない社会福祉法人）であるときは、設立当初の会計
監査人の氏名又は名称

第2章 設立・認可について

1 設立認可申請

社会福祉法人の設立認可申請には、多くの書類を必要とします。これらの書類は今後の法人運営に大変重要なものとなるので、法人の設立後には、理事長や施設長等になる予定の方が直接事務手続きを行うことが適当（一般的）です。

なお、設立認可申請に必要な書類は、別紙「法人設立申請書類一覧」のとおりです。

2 設立認可までの流れ

① 事前相談

社会福祉法人の設立認可は、社会福祉課福祉監査係が所管（担当）していますが、事業との関連が密接であり、基本的には各施設所管部署（子育て支援課子ども支援係、社会福祉課障がい支援係及び高齢者福祉課）と一緒に対応します。担当職員の日程調整を行うため、ご相談の際には、事前に連絡をいただくようお願いします。

② 事前審査

認可申請に必要な書類等の準備が整いましたら、その内容を事前に審査（確認）します。実際には準備の途中でも、随時、確認の上、訂正や追加作成等をお願いすることになります。審査会に提案できる状態となるまで、継続して審査・確認を行います。

③ 審査会

「豊後大野市社会福祉法人審査会設置規程」に基づき、案件を審査し新たな法人設立の妥当性を判断します。承認されない場合には、要件等を満たした上で再度審査会に提案することになります。

また、条件付で承認された場合には、条件をクリアした上でそれを審査会に報告することになります。

④ 認可申請・申請書の審査・認可

設立認可申請の審査が終了すると、法人設立認可書が交付されます。ただし、審査会で承認されても、要件の不備が見られた場合や、その後の状況等によっては、法人の設立が認可されない場合があります。

⑤ 設立登記

社会福祉法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。組合等登記令により、認可を受けてから2週間以内の登記が必要です。

⑥ 法人設立・事業運営開始

法人の成立後、定款に基づき、速やかに役員（理事及び監事）及び評議員の選任を行う必要があります。また、設立認可申請書に添付した「就業規則、管理規程、給与規程、経理規程、旅費規程等の諸規程」、「事業計画書」及び「予算書」については、定款の規定に基づき手続を行ってください。

3 その他

(1) 役員等の選任

法人設立後、定款例の「この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。」の規定に基づき、役員等（理事・監事・評議員）の選任を行い、定款の規定により理事長の互選、職務代理者の指名を行ってください。

(2) 財産の移転

設立の認可を受けたときは2週間以内に設立の登記をし、その後、遅滞なく贈与財産の移転を受け、その移転を終了した後1ヶ月以内にこれを所轄庁に報告しなければなりません。

（施行規則第2条第4項）

第3章 運営にあたって

1 経営の原則

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが必要です。（法第24条関連）

2 情報開示について

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を主たる事業とする非営利法人であり、所轄庁の指導監督等の公的規制を受ける一方で、税制優遇等の公的助成を受けています。このような法人の性格から鑑みれば、国民に対して経営状態を積極的に公表し透明性を確保することは法人の責務と考えられています。また、法人の経営情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断要素ともなります。そのため、決算書類（貸借対照表及び収支計算書）並びに現況報告書（決算後3ヶ月以内に所轄庁へ提出）については、インターネットを活用し、公表しなければなりません。（法第59条の2関連）

3 指導監査について

社会福祉法人は、極めて公益性の高い法人として適正な運営が強く求められることから、法第56条第1項に基づき、社会福祉法人に対する定期的な指導監査を実施しており、必要に応じて改善指導や法に基づく「措置命令」、「役員解職勧告」、「解散命令」等を行うことがあります。

指導監査には、一般監査と特別監査があり、いずれも実地において行います。

4 所轄庁への届出等について

所轄庁である豊後大野市が行う業務は以下のとおりです。

事務の内容		根拠規程
設立認可申請の受理及び認可		法第31条第1項、法第32条
仮理事の選任		法第39条の3
特別代理人の選任		法第39条の4
監事の報告の受理		法第40条第3号
定款変更の認可		法第43条第1項
定款変更届の受理		法第43条第3項
解散の認可又は認定		法第46条第2項
解散届の受理		法第46条第3項
精算人の届出の受理		法第46条の7
精算終了の届出の受理		法第46条の3
合併の認可		法第49条第2項
一般的監督	報告徴収、検査	法第56条第1項
	改善命令	法第56条第2項
	業務停止命令、役員解職勧告	法第56条第3項
	解散命令	法第56条第4項
	弁明の機会の付与、弁明を聴取する職員の指定	法第56条第5項
	弁明聴取書及び報告書の受理	法第56条第7項
公益事業又は収益事業の停止命令		法第57条
現況報告書の受理		法第59条第1項
財産移転の報告の受理		施行規則第2条第4項
社会福祉法人台帳の備え付け		施行規則第11条第1項
基本財産の処分・担保提供の承認		社会福祉法人審査基準第2-2(1)
役員・評議員変更届の受理		市社会福祉法人監査指導事項

※上記関係様式については、豊後大野市ホームページへ随時掲載予定です。